

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 G homeでんわに係るもの

区 分	通信を行うことができる地域
北海道地区 北海道	札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、網走市、石狩市、岩見沢市、歌志内市、江別市、恵庭市、小樽市、帯広市、北広島市、北見市、釧路市、砂川市、滝川市、千歳市、苫小牧市、名寄市、根室市、登別市、函館市、美唄市、深川市、富良野市、北斗市、室蘭市、紋別市、夕張市、留萌市、稚内市
東北地区 (略)	(略)
秋田県	秋田市、大館市、男鹿市、湯上市、鹿角市、大仙市、にかほ市、能代市、湯沢市、由利本荘市、横手市
(略)	(略)
関東甲信越地区 東京都	東京都23区、昭島市、あきる野市、稲城市、青梅市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、狛江市、小平市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、福生市、府中市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市
(略)	(略)
(略)	(略)

(注) 5 G home でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和6年4月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

附 則 (令和6年3月25日経企第4573号)
この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 G homeでんわに係るもの

区 分	通信を行うことができる地域
北海道地区 北海道	札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、網走市、石狩市、岩見沢市、歌志内市、江別市、恵庭市、帯広市、北広島市、北見市、釧路市、砂川市、滝川市、千歳市、苫小牧市、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、室蘭市、紋別市、留萌市、稚内市
東北地区 (略)	(略)
秋田県	秋田市、大館市、湯上市、大仙市、にかほ市、能代市、湯沢市、由利本荘市、横手市
(略)	(略)
関東甲信越地区 東京都	東京都23区、昭島市、あきる野市、稲城市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、狛江市、小平市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、福生市、府中市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市
(略)	(略)
(略)	(略)

(注) 5 G home でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和6年1月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

X i サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第14章（略）

料金表

通則

1～12（略）

13 当社は、1のX iにおいて、iモード機能若しくはビジネス mopera インターネット機能又は別表2（付加機能等）に規定する moperaU 機能若しくは sp モード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、そのX iについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1)～(4)（略）

14～33（略）

34 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。

(1)～(2)（略）

(3) iモード機能若しくはビジネス mopera インターネット機能又は別表2（付加機能等）に規定する moperaU 機能若しくは sp モード機能の提供を受けていないとき。

(4)～(6)（略）

35～47（略）

(注)（略）

別記（略）

別表1（略）

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1)X i 契約に係るもの

種 類			
(略)			
ビジネス mopera インターネット機能（ビジネス mopera インターネット）	追加機能	I P 網 接 続機能	タイプ1（「フレッツADSL」コース）
			タイプ2（「Bフレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）
略			

(2)X i コピキタス契約に係るもの

種 類			
(略)			
ビジネス mopera インターネット機能（ビジネス mopera インターネット）	追加機能	I P 網 接 続機能	タイプ1（「フレッツADSL」コース）
			タイプ2（「Bフレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）

[現 行]

第1章～第14章（略）

料金表

通則

1～12（略）

13 当社は、1のX iにおいて、iモード機能又は別表2（付加機能等）に規定する moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能若しくは sp モード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、そのX iについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1)～(4)（略）

14～33（略）

34 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。

(1)～(2)（略）

(3) iモード機能又は別表2（付加機能等）に規定する moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能若しくは sp モード機能の提供を受けていないとき。

(4)～(6)（略）

35～47（略）

(注)（略）

別記（略）

別表1（略）

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1)X i 契約に係るもの

種 類			
(略)			
ビジネス mopera インターネット機能（ビジネス mopera インターネット）	基本機能		
	追加機能	I P 網 接 続機能	タイプ1（「フレッツADSL」コース）
タイプ2（「Bフレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）			
(略)			

(2)X i コピキタス契約に係るもの

種 類			
(略)			
ビジネス mopera インターネット機能（ビジネス mopera インターネット）	基本機能		
	追加機能	I P 網 接 続機能	タイプ1（「フレッツADSL」コース）
タイプ2（「Bフレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）			

							トJコース)
(略)				(略)			
2 (略) (注) (略)				2 (略) (注) (略)			
別表3～別表7 (略)				別表3～別表7 (略)			
<p>附 則 (令和6年3月25日経企第4573号) (実施期日)</p>							
<p>1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。 (経過措置)</p>							
<p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。 (ビジネス mopera インターネット機能に関する経過措置)</p>							
<p>3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているビジネス mopera インターネット機能 (改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。) の提供条件は当社が別に定めるところによります。</p>							

F O M A サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則（令和6年3月25日経企第4573号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和6年4月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第3254号（令和2年3月26日）の第3項第27号のイを次のように改めます。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 当社は、アに規定する付加機能（ビジネス mopera テレメトリ機能、遠隔管理機能（タイプB及びタイプCに限ります）、moperaU 機能（ライトプラン及びスーパーライトプランに係るものに限ります。）及びビジネス mopera インターネット機能を除きます。）に係る利用の請求があったときは、(ア)から(エ)の規定によるほか、改正前の規定によりその付加機能を提供します。</p> <p style="margin-left: 20px;">(ア) 削除</p> <p style="margin-left: 20px;">(イ) 削除</p> <p style="margin-left: 20px;">(ウ) ライトプランに係る moperaU 機能の付加機能使用料については、当該機能の利用のために当社が設置した電気通信設備への接続の開始があった場合に限り、その接続を開始した時刻の属する当該暦月において、アに規定する額を適用します。この場合における通信の時刻は、当社の機器により測定します</p> <p style="margin-left: 20px;">(エ) 情報自動受信機能については、sp モード機能の提供を受けているFOMA又はFOMAユビキタス（sp モードケータイお預かり機能を利用しているものに限ります。）に係る契約者から利用の請求があった場合に限り、その機能を提供します。</p>	

割 賦 販 売 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(指定 5 G 回線等の指定)</p> <p>第 3 条 申込者は、本契約の申込みにあたり、指定 5 G 回線等（指定商品を主として接続する申込者の 1 の 5 G、X i 又は F O M A（5 G サービス契約約款、X i サービス契約約款または F O M A サービス契約約款（以下「5 G 約款等」といいます）に規定するものをいいます）をいいます。以下同じとします）を指定することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、申込者は、本契約の申込みにあたり、指定 5 G 回線などを指定していただきます。</p> <p>(1)当社と 5 G 契約（5 G サービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限りです。）を締結している者が、本契約の申込みをするときは、その申込みにあたり、指定 5 G 回線等を指定していただきます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(契約の申込方法および承諾等)</p> <p>第 4 条 申込者は、本契約の申込みをするときは、<u>当社所定の方法により</u>、次に掲げる事項を記入し、当社に提出していただきます。</p> <p>ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約の成立時点)</p> <p>第 5 条 本契約は、<u>当社が本申込みを承諾及び当社所定の方法により申込者に通知し</u>、それが申込者に到達した時をもって成立するものとします。</p> <p>第 6 条～第 18 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(指定 5 G 回線等の指定)</p> <p>第 3 条 申込者は、本契約の申込みにあたり、指定 5 G 回線等（指定商品を主として接続する申込者の 1 の 5 G、X i 又は F O M A（5 G サービス契約約款、X i サービス契約約款または F O M A サービス契約約款（以下「5 G 約款等」といいます）に規定するものをいいます）をいいます。以下同じとします）を指定することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、申込者は、本契約の申込みにあたり、指定 5 G 回線などを指定していただきます。</p> <p>(1)当社と 5 G 契約（5 G サービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限りです。）を締結している者が、<u>当社が定めるインターネットホームページにおいて本契約の申込みをするときは</u>、その申込みにあたり、指定 5 G 回線等を指定していただきます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(契約の申込方法および承諾等)</p> <p>第 4 条 申込者は、本契約の申込みをするときは、<u>当社所定の本契約の申込画面にて</u>、次に掲げる事項を記入し、当社に提出していただきます。</p> <p>ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約の成立時点)</p> <p>第 5 条 本契約は、<u>当社が本申込みを承諾し、所定の手続きにより申込者に承諾通知を発送し</u>、それが申込者に到達した時をもって成立するものとします。</p> <p>第 6 条～第 18 条 (略)</p>